

委員会決定個別留意事項の反映状況

郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構.....	2
国際協力機構.....	3
国際交流基金.....	5
科学技術振興機構.....	9
日本原子力研究開発機構.....	12
労働政策研究・研修機構.....	15
土木研究所.....	17
建築研究所.....	21
水資源機構.....	25
自動車事故対策機構.....	28
日本高速道路保有・債務返済機構.....	30

「独立行政法人の中（長）期目標の策定について」（令和3年11月22日独立行政法人評価制度委員会決定）における法人別の留意事項の反映状況

【郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 郵便貯金に係る周知・広報業務の目標について、法人のモチベーションの維持・向上という観点にも留意しつつ、実施件数等の周知・広報施策ごとのアウトプット指標にとどまらず、施策によりどの程度預金者の行動が促されたかといった効果に着目した指標や、施策に要した費用といった効率性に関する指標も設定してはどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 郵便貯金管理業務</p> <p>(3) 周知・広報</p> <p>【指標】(4・5頁)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間を経過した郵便貯金の残存状況を毎事業年度12回以上周知する。 ・ 預入期間を経過した郵便貯金の預金者に早期払戻しを促す挨拶状を、中期目標期間中に30万件以上発送する。 <p>引き続き上記のアウトプット指標の目標達成に取り組むほか、周知・広報施策の実施に当たっては、以下に掲げる指標に着目し、施策の効果検証を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 挨拶状発送対象の預金者の払戻率(挨拶状発送対象者のうち、挨拶状の発送日から2か月以内に払戻しを行った人の割合) ・ 機構の実施した広報施策の認知率(実態調査において、広告等を「見た」及び「見たような気がする」と回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合) ・ 機構の実施した広報施策を契機として行動した人の割合(実態調査において、広告等を契機として「貯金を受取りに行った」、「満期日を確認した」、「郵便局に問合せをした」等の行動をしたと回答した人が、各調査の回答者全体に占める割合。以下「行動率」という。) ・ 機構のホームページへのアクセス件数 ・ 委託先に設置されているコールセンターへの権利消滅に係る照会の入電件数 ・ 発送した挨拶状が預金者に到達した割合 ・ 機構の実施した広報施策を契機として行動した人1人当たりの費用(施策実施時点の想定預金者数に行動率を乗じた「行動した人」の人数で、各施策の費用を割った値) <p>なお、施策の効果検証を通じたデータの蓄積等により、より適切な指標や達成水準の設定が可能となった場合には、当該指標等を年度計画等に定めること。</p>

【国際協力機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 今後一層重要性を増すICTや公共財政・金融等の重点分野における高い専門性を有する人材の確保・育成について、法人内での育成はもとより、関係府省庁や地方公共団体、大学、民間企業等とも連携して、当該人材に係るネットワークの整備、育成に係る仕組みの構築及びノウハウの共有を進めていくことについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 科学技術の振興やICT、公共財政・金融等の重点分野における専門人材の確保・育成、地方創生や外国人材受入支援・共生社会構築等の国内課題への取組が一層重要となっている。 <u>こうした状況を踏まえ、機構は、触媒としてのODAの役割を發揮させ、関係府省庁や他の政府機関、自治体、大学、民間企業等と連携して、人的ネットワークの整備や育成に係る仕組みの構築及び知見・経験の共有、多様なパートナーが有するリソースを活用した事業を推進し、我が国の地域社会の活性化及び国際化にも貢献する。(2頁)</u></p>
<p>○ 途上国におけるICT基盤整備などの開発課題への対応は、インフラ輸出のパッケージの中でプラットフォーム構築支援を行うなど開発協力の一体性・効率性の視点を踏まえ、関係府省庁や民間企業等とも連携を深めつつ推進していくことについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (3) 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現 オ デジタル化の促進 (DX) <u>(略) 経済社会のデジタル化への対応・推進に向けた人材育成や基盤整備を重視し、開発効果を高めることを目指して、事業におけるデジタル技術・データ活用を推進する。(7頁)</u></p> <p>(7) 民間企業等との連携を通じた開発課題の解決への貢献 <u>開発途上地域が直面する多様な開発課題の解決に向け、民間部門主導の成長を促進することで開発途上国の経済発展を一層力強くかつ効果的に推進する。また、そのことが日本経済の力強い成長にもつながるよう、他の政府関係機関等とも緊密に連携し、事業の各段階に対応した多様な連携事業(協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業、海外投融資等)や、開発協力への民間企業の裾野拡大に係る取組を通じて、民間企業等が有する技術、製品、システム、資金等を活用した開発協力を推進する。その際、民間部門の活動が開発途上国の経済成長を促す大きな原動力となっていることを踏まえ、連携強化に向けた人材育成の推進、インフラ輸出を含む我が国企業の現地での活動の促進及び本邦地域経済の活性化を重視するとともに、採択された案件の進捗管理の徹底も含め、民間企業のニーズ等を踏まえた不断の制度改善・体制の見直しを行う。(11頁)</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等> 【指標 7-1】 協力準備調査、中小企業・SDGs ビジネス支援事業を活用した法人・団体数 (490 法人・団体) 【指標 7-2】 開発途上地域の課題解決及び海外展開につなげるためのコンサルテーション企業数 (4, 420 法人・団体)</p>

	<p>(9) 事業実施基盤の強化 カ 事業の戦略性強化や制度改善 我が国の持つ強みや機構が有する開発協力のリソースを蓄積・活用し、開発途上地域の経済社会の発展及び平和と安定に最大限貢献するとともに、JICA 国別分析ペーパーや JICA グローバル・アジェンダ（課題別事業戦略）等を、方針策定や事業展開に適切に反映する。その際、民間も含めた様々な開発パートナーが有する経験、資金等を活用した連携と学び合うこと並びに<u>機構が有する様々な援助手法を柔軟に組み合わせた一体的な協力の実施を重視する。</u>（14 頁）</p>
<p>○ 今期の目標に対する達成水準を踏まえ、更なる高みを目指し、より質の高い取組を促すため、次期目標では、定量指標の水準引き上げやアウトカムに着目した定量指標の設定を進めてはどうか。</p>	<p>○ <u>法人の活動の結果として社会経済に及ぼされる影響や効果と考えられる成果（アウトカム相当）の定量指標について、第 5 期では下記のとおり 8 件設定</u>〈第 4 期 5 件〉</p> <p>＜次期（第 5 期）のアウトカム定量指標＞</p> <p>【指標 1-8】 SHEP アプローチの恩恵を享受した小規模農家の数（15 万戸）</p> <p>【指標 1-9】 アフリカにおける稲作協力の裨益を受けた人材数（研究者、技術者・普及員、農家等）（25 万人）</p> <p>【指標 2-1】 支払い可能な保健医療サービスの確保の恩恵を享受した人数（600 万人）</p> <p>【指標 2-5】 学びの改善のための支援が裨益した子どもの数（1,000 万人）</p> <p>【指標 4-6】 水供給に関する人材の育成数及び水供給によって増加した給水人口数（育成人材数：3.5 万人、給水人口：1,100 万人）</p> <p>【指標 9-1】 プレスリリース等を通じた広報により掲載された国内メディア報道及び海外主要メディア報道件数（650 件）〈第 4 期目標値：250 件〉</p> <p>【指標 9-2】 SNS アカウント（日本語・英語）エンゲージメント数（171 万件）</p> <p>【指標 9-4】 国際協力キャリア総合情報サイト (PARTNER) 新規登録人数（4 万人）〈第 4 期目標値：1 万人〉</p> <p>○ <u>第 5 期は、全評価指標に占める定量指標の割合を 68%に拡大</u>〈第 4 期 28%〉</p> <p>○ 第 4 期から継続する定量指標 7 件のうち <u>4 件の目標値（指標 9-4, 9-9, 13-1, 15-1）の水準を引き上げ。</u></p>

【国際交流基金】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 日本への関心を促す新たなコンテンツの発信や交流事業について、各々の事業の効果を高めるべく、デジタル技術も活用しつつ、重点対象を明確にして戦略的に展開していくことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(1) 文化芸術交流事業の推進及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これらの実施に際しては、外交政策上の必要性を念頭に、相手国との交流状況、各国における日本文化・芸術に対する関心や文化施設等の整備状況等も踏まえ、事業のインパクトや波及効果を高めるよう留意し、<u>これまで基金の事業に参加したことがなかった層への働きかけ強化を含め対日関心層の拡大を図る。</u>（2頁～3頁） <p>(2) 海外における日本語教育、学習の推進及び支援</p> <p>イ <u>日本語教授法及び日本語学習者の能力評価の充実並びにオンライン日本語学習プラットフォームの提供</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>地理的な制約を越えて全世界の日本語学習者に質の高い学習機会を提供するべく、オンライン日本語学習プラットフォームの構築・運営等を行う。</u>（5頁） <p>(3) 海外日本研究及び国際対話・ネットワーク形成の推進及び支援</p> <p>ア 海外の日本研究の推進及び支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>その際、各国・地域の日本研究の状況及びニーズの把握を十全に行うとともに、他の機関による関連施策や取組も踏まえて必要な支援を見極めて実施することとする。また、相手国の研究者育成のみならず、今後の国際対話を担う幅広い次世代層の日本理解増進にも繋がるよう留意する。</u>（8頁） <p>イ <u>国際対話・ネットワーク形成の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>日本と各国・地域の相互理解の促進と信頼醸成を目的として、国際的重要課題等についての対話や協働作業を一層推進する。また、それらを担う次世代人材を育成する。</u>（8頁） ・ <u>日米関係の更なる緊密化のため、日米が共同で世界の共通課題の解決に貢献するに当たり必要な人材の育成事業や、青少年を中心とする日中両国民相互間の信頼構築のために、高校生の交流事業等により日中間相互交流の促進を行う。</u>（8～9頁） <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(4) デジタル化の推進</p> <p>ア ICTを活用した事業の展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>コロナ禍の中での事業実施の経験も踏まえ、今後ICTを活用した事業の展開の重要度が増すことを念頭に、文化芸術、日本語、日本研究／国際対話・ネットワーク形成等の各分野において、効率的な事業実施の在り方を検討しつつ、地理的制約にとられないオンラインの特性を効果的に生かしたポストコロナ時代の新しい国際文化交流の取組を進めることとする。</u>（18頁）

<p>○ 特に、今期の目標に対する取組の達成状況を踏まえ、改善が必要な分野・事業等においては、法人内ですべてを賄おうとする「自前主義」を脱し、関係府省庁や国際業務を担う他の独立行政法人等との連携・協働を一層推進し、効率的に取組を進めていくことについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>4. 業務運営の効率化に関する事項 (1) 組織マネジメントの強化 <u>国際環境や政策の変化等の必要に応じて、必要な効率化を図りつつ、人員配置や組織編制を柔軟かつ機動的に見直して、国内外の事業実施体制の適正化に努めるとともに、新たな役割に対応していくための中長期的な人材確保・育成方針を策定し、業務内容の高度化・専門化への対応を図る。(略)</u> <u>効果的かつ効率的に事業を実施するため、事業の重複排除を含め、関係機関それぞれの役割を明確にする</u>とともに、<u>国際的な交流促進の観点から、情報共有や調整の一層の促進に資するよう、関係省庁・機関等との連絡会を行うことや専門人材の交流を行うこと等を通じて協力・連携の確保・強化を図る。</u> (13 頁)</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項 (4) デジタル化の推進 イ 情報セキュリティ対策 過去に情報セキュリティ・インシデントが発生したことも踏まえ、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（サイバーセキュリティ戦略本部決定）等を参考にしながら、関係規程及びマニュアルを整備し、情勢の変化に応じた不断の見直しを図るとともに、その適用状況のチェックを継続的に行う。また、定期的にセキュリティ体制の有効性を確認するとともに、更なる対策強化・改善に向けた検討を行い、<u>デジタル庁を含め関係府省庁と適切な連携を図りつつ、常に最新の脅威に対応できる体制を整備する。その一環として、クラウドサービスの活用を念頭に、令和3年度版統一基準に示される対策又はこれと同等以上の対策を講じた「次世代 IT 環境」を構築する。</u>（18 頁）</p>
<p>○ 今期の目標に対する達成水準が高い分野・事業等においては、更なる高みを目指し、より質の高い取組を促すため、次期目標では、定量指標の水準引き上げやアウトカムに着目した定量指標の設定を進めてはどうか。</p>	<p>○ 法人の活動の結果として社会経済に及ぼされる影響や効果と考えられる成果（アウトカム相当）の定量指標を、<u>第5期では事業に関する定量指標全体に占めるアウトカム定量指標の割合を47%に拡大（第4期38%）</u></p> <p><次期（第5期）のアウトカム定量指標> 【指標 1-3】映画上映会視聴者数（平均 1,800 人以上/プロジェクト）〈第4期目標値：来場者数 1,600 人以上〉 【指標 2-3】日本語教師研修会への年間参加者数（13,866 人以上）〈第4期目標値：11,311 人以上〉 【指標 2-5】日本語教材及び日本語教育情報に関するウェブサイトの年間アクセス数（42,833,622 件以上）〈第4期目標値：24,190,680 件以上〉 【指標 2-6】日本語教材「まるごと」販売部数（360,640 部以上）〈第4期目標値：200,000 部以上〉 【指標 2-8】eラーニングの受講者数（450,000 人以上）（新規） 【指標 3-2】日本研究フェローシップ終了後3年以内の学者・研究者フェローの成果発表件数（3 件/人）〈第4期目標値：2 件/人〉 【指標 3-5】JOI プログラムの年間裨益者数（46,082 人以上）（新規） 【指標 5-2】海外事務所 SNS 利用者数増加率（150%以上）〈第4期末の実績比 150%以上〉</p>

○ 上記アウトカム定量指標 8 件のうち 6 件について目標値の水準を引き上げるとともに、その他の定量指標についても 4 件（指標 1-4, 2-2, 5-1, 7-1）の目標値の水準を引き上げ。（合わせて、次期の定量指標 21 件中 10 件について目標値の水準を引き上げ。）

○ このほか、各国・地域ごとに異なるニーズや、各年の外交機会等を踏まえて実施した各事業のアウトカムは、一概に定量的指標のみによって表すことが困難なため、複数の定量指標を含む関連指標の推移等を踏まえつつ、成果を総合的に捉えるべく、以下のとおり、アウトカムに着目した定性指標を新たに 4 件設定。これにより、事業に関する評価指標全体に占めるアウトカムに着目した評価指標を 12 件に増加（第 4 期 9 件）。

【指標 1-1】主催事業の実施による対日関心喚起、日本理解促進状況
（関連指標）

- ・主催事業実施件数
- ・主催事業における報道件数
- ・日本祭り開催支援事業の来場者・参加者アンケートにおいて対日関心喚起、日本理解促進を測る項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・主催事業の目的達成度に関する外部評価

【指標 2-1】各国・地域の日本語教育環境等を適切に踏まえた各施策の実施による日本語教育の推進状況
（関連指標）

- ・日本語専門家派遣ポスト数
- ・日本語教育機関への助成実施国数
- ・日本語教育機関への助成件数
- ・事業参加者・助成対象機関・専門家派遣先等アンケート 「有意義度」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・研修事業参加者アンケート 「日本語教授法への理解向上」「学習意欲向上」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・日本語学習者数（海外日本語教育機関調査）

【指標 3-1】各国・地域の日本研究環境等を適切に踏まえた各施策の実施による日本研究の推進状況
（関連指標）

- ・フェロシップ人数／国・地域数
- ・フェローアンケート 「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・助成対象機関アンケート 「有意義」項目の 5 段階評価で上位 2 つの評価を得る割合
- ・支援機関における日本研究関連講座等の受講者数

【指標 3-4】各施策の実施による国際対話・ネットワーク形成事業の推進状況
（関連指標）

- ・国際対話・ネットワーク形成の実施件数

- ・国際対話・ネットワーク形成事業への参加者数
- ・国際対話・ネットワーク形成事業共催・協力団体数
- ・国際対話・ネットワーク形成事業の報道件数
- ・国際対話・ネットワーク形成事業による参加者アンケートの「有意義」項目の5段階評価で上位2つの評価を得る割合

※ 評価の客観性確保の観点から、第5期は、定性指標についても指標設定の考え方を目標に記載。

※ なお、上記のアウトカムを意識した定性指標を設定する際に定量指標を再編したことにより、第5期の評価指標に占める定量指標の割合は58%に低下（第4期68%）

【科学技術振興機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>・ 法人が担う業務が増加している中、年齢・性別を問わず多様な人材を確保することや、事業の効率化・統廃合等を進めることについて、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>IV. 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1. 組織体制及び事業の見直し 政策的要請に伴う事業の新設・増加に対応しつつ、効果的・効率的な組織体制を構築する。そのため、<u>文部科学省と協議しつつ、外部環境の変化等により機構が継続実施する必然性が薄れた事業については、組織体制及び事業内容の見直し、廃止、又は類似事業との統合等を進める。また、多様な事業を担う中で得られたノウハウの集約・活用や、不要な業務の廃止による効率化を進める。</u>（7頁）</p> <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>5. 人材活用に関する事項 研究開発成果の最大化と効果的・効率的な業務の実現を図るため、<u>機構の職員及び機構の事業を通じた科学技術・イノベーションを生み出す人材の確保・育成については、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。</u> なお、<u>機構の業務の推進に当たっては、ダイバーシティに配慮するとともに、他の研究資金配分機関その他の機関との人事交流を進めるなど、職員の資質・能力の向上を実現する。また、職員のモチベーションを高めて生産性を向上させるため、適切な評価・処遇を行うとともに、適材適所の人材配置やバランスの取れた人員構成を実現する。</u>（9頁）</p>
<p>・ 研究者のダイバーシティを推進する観点から、法人が実施する事業における女性研究者や若手研究者等の応募者数を増加させるための取組や、審査員の多様性を考慮した審査体制を構築する等の取組について、目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>4. 2. 多様な人材の育成 <u>研究者のダイバーシティを推進するため、女性研究者や若手研究者、外国人研究者からの応募者数を増加させるための取組や、審査の質の担保を前提としつつ、多様性を考慮した審査体制を構築する等の取組を進める。</u>（6頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価軸) ・ 研究者のダイバーシティを推進できているか。 (評価指標等) ・ 研究者のダイバーシティの推進に向けた取組の状況 ・ 女性研究者や若手研究者からの応募者・採択者数</p>
<p>・ <u>研究開発の成果を社会課題の解決につなげていくため、大学、地方公共団体、企業など、産学官のステークホルダーの連携関係を構築するような取組を一層進めることについて、目標に盛り込んではどうか。また、国民の関心を高めることを意</u></p>	<p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 社会変革に資する研究開発戦略の立案と社会との共創</p> <p>1. 3. 社会との対話・協働の深化 <u>多様な主体が双方向で対話・協働する場を構築し、社会課題の解決や知の創出・融合に資する共創活動を推進する。また、科学技術リテラシーやリスクリテラシーの向上に向けた取組や、年齢、性別、身体能力、価値観等の違いを乗り越えるためのIoTやAIなどの最先端技術も活用した取組など、多層的な科学</u></p>

<p>識するとともに、更なる民間資金の確保に向けマーケティング意識を持って、SDGs達成に向けた取組など、<u>社会課題の解決に貢献する研究成果の情報発信等に取り組むこと</u>について、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p><u>技術コミュニケーション活動を推進する。さらに、対話・協働で得られた社会的期待や課題を、研究開発戦略の立案・提言や、研究開発等に反映させることにより、科学技術・イノベーションと社会との関係を深化させる。また、SDGsを含む社会課題の解決や新たな科学技術の社会実装に関して生じる倫理的・法制的・社会的課題へ対応するため、人文・社会科学及び自然科学の様々な分野やステークホルダーが参画する社会技術研究開発を推進する。(3頁)</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術・イノベーションと社会との関係を深化させているか。 ・科学技術・イノベーション創出等に向けた研究開発、戦略立案活動等と有効に連携しているか。 ・社会技術研究開発のマネジメント活動は適切か、また研究開発の成果が生み出されているか。 <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科学技術・イノベーションと社会との関係深化に繋がる科学技術コミュニケーション活動の取組状況 ・科学技術・イノベーション創出等に向けた研究開発、戦略立案活動等に資するための多様な主体の参画による共創活動の推進状況 ・社会技術研究開発のマネジメントの取組、研究開発の成果創出、展開状況 ・研究開発の推進における社会・産業界への展開に向けた活動の回数 ・成果の発信・展開、社会還元につながる活動が行われたと認められる研究開発プロジェクトの件数や割合 <p>VI. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 法人の長によるマネジメント強化</p> <p>科学技術・イノベーション基本計画の中核的な役割を担う機関として、理事長のリーダーシップの下、組織のマネジメント機能をより一層強化することにより、<u>国内外の研究機関や企業等との協力関係を戦略的に高めるとともに、社会課題解決に貢献する研究開発成果などの情報発信にも取り組む。(8頁)</u></p>
<p>・新たに大学ファンドの事業を担う中、文部科学大臣が定める助成資金運用の基本指針の内容等を踏まえたガバナンス体制等を構築すること及び安定的に助成資金を運用することについて、目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>6. 大学ファンドによる世界レベルの研究基盤の構築</p> <p><u>「助成資金運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針」(令和4年1月7日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。)</u>及び<u>助成資金運用の基本方針(令和4年1月19日文部科学大臣認可。以下「基本方針」という。)</u>に基づき、<u>専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保・育成等の体制整備を進め、長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ資金運用を効率的に行う。(6頁)</u></p> <p><関連する評価軸・評価指標等></p> <p>(評価軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国のイノベーション・エコシステムの構築を目指して、基本指針及び基本方針に基づき、長期的な観点から適切なリスク管理を行いつつ、立ち上げ期における資金運用を効率的に行っているか。 <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性等の資質能力を有する優れた人材の確保・育成 ・基本指針及び基本方針に基づく適切なリスク管理

	<ul style="list-style-type: none">・ 基本指針及び基本方針に基づく効率的な資金運用・ 資金運用及びリスク管理・監査機能を担う体制整備（運用・監視委員会、運用リスク管理委員会、投資委員会の開催状況を含む）・ リスク管理状況（基本ポートフォリオからの乖離状況の把握及び対応、ガイドラインに沿った運用受託機関等の管理等）・ 運用状況（計画に沿ったポートフォリオの適切な管理等）
--	---

【日本原子力研究開発機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 若手研究者等の原子力人材の育成・確保や研究基盤の維持等を一層推進するため、原子力施設の廃止措置や将来に向けた研究開発・人材育成等に産学官で連携して取り組むことや、我が国全体の原子力に関する取組や安全性等についての理解を広く国民やステークホルダーから得るため、<u>受け手のニーズを意識した分かりやすい情報発信に取り組むこと</u>について、法人がより主体的な役割を果たしながら強化していくことを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2. 原子力科学技術に係る多様な研究開発の推進によるイノベーションの創出</p> <p>機構の有する多様な研究リソースや大強度陽子加速器施設 J-PARC、研究用原子炉 JRR-3 等の基盤施設を活用し、幅広い基礎基盤研究を進めるとともに、その成果の社会実装や原子力以外の分野を含む産学官の共創によるイノベーション創出に取り組む。(8頁)</p> <p>(3) 産学官の共創によるイノベーション創出への取組の強化</p> <p><u>研究開発成果の最大化を図り、成果を広く国民・社会に還元するとともに、イノベーション創出につなげるため、産学官の連携強化を含む最適な研究開発体制の構築等に戦略的に取り組む。</u>加えて、機構の研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者に対する出資並びに人的及び技術的援助を適時適切に行う。具体的には、2050年カーボンニュートラル実現への貢献や東京電力福島第一原子力発電所事故の対処など、<u>国家的・社会的な課題解決のための研究開発において、国民視点に立って研究開発の計画段階からニーズを把握し、成果の社会への実装までを見通して、産学官の効果的な連携とそのための適切な体制を構築する。</u>あわせて、<u>基礎研究分野等においては、創出された優れた研究開発成果・シーズについて、産業界等とも積極的に連携し、その成果・シーズの橋渡しを行う。</u></p> <p>また、<u>機構が創出した研究成果及び知的財産並びに保有施設の情報等を体系的に整理して積極的に発信するとともに、国内の原子力科学技術に関する学術情報を幅広く収集・整理し、国際機関を含め幅広く国内外に提供する。</u>(9頁)</p> <p><関連する主な評価軸・評価指標等></p> <p>(評価軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の各事業において産学官連携に戦略的に取り組み、成果の社会還元、イノベーション創出に貢献しているか。 <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産学官の連携体制の構築等イノベーション戦略に関する取組状況 ・ 研究開発成果の普及・展開に関する取組状況 ・ 原子力に関する情報の収集・整理・提供に関する取組状況 ・ 外部機関との連携に関する活動状況 ・ 研究開発成果の普及・展開に関する取組件数 ・ 研究協力推進に関する取組件数 ・ 機構の研究開発成果情報発信数 ・ 機構の技術シーズと社会ニーズのマッチング件数、橋渡し件数 <p>3. 我が国全体の研究開発や人材育成に貢献するプラットフォーム機能の充実</p> <p>大型の原子力研究施設の維持、高度化及び共用、知識基盤等の整備及び共同利用を進めるとともに、<u>国内外の研究機関や大学、産業界とも連携した原子力人材の育成や民間の原子力事業者への支援・連携強化</u></p>

	<p>に取り組む。</p> <p>(1) 大学や産業界等との連携強化による人材育成</p> <p><u>国内外の研究機関や大学、産業界等と連携し、幅広い原子力分野において人材育成を行う。具体的には、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として保有する人材や基盤施設・設備を活用し、幅広い原子力分野における課題解決能力の高い研究者・技術者の研究開発現場での育成、産業界、大学、官庁等のニーズに対応した人材の研修による育成、国内外で活躍できる人材の育成、及び関係行政機関からの要請等に基づいた原子力人材の育成を行う。また、幅広い分野の人材を対象とした講義、実習・見学、講演等を提供するほか、原子力に関する革新的イノベーションの創出を担う人材の育成・基盤強化を目的とした人材交流の実施や研究現場における学生等の受け入れ、国際研修機会の提供等を行う。</u></p> <p>(10 頁)</p> <p><関連する主な評価軸・評価指標等></p> <p>(評価軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原子力分野の人材育成を適切に実施しているか、我が国の原子力の基盤強化に貢献しているか。 <p>(評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究開発現場での人材育成の取組状況 ・ 人材育成ネットワークの活動状況 ・ 国内外研修受講者アンケートによる研修内容の評価 ・ 国内外からの研究者・技術者・学生等の受入数、研修等への参加人数 <p>VII. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>4. 広聴広報機能及び双方向コミュニケーション活動の強化</p> <p><u>原子力に関する唯一の総合的研究開発機関としての専門的知識及び経験を活かし、受け手のニーズを意識した、立地地域や国民に対する丁寧かつわかりやすい情報発信や双方向的・対話的なコミュニケーション活動を推進する。その際、デジタル技術の活用にも積極的に取り組むことで、一層効果的な成果の普及促進につなげていく。</u></p> <p><u>さらに、機構の取組に係る情報に限定することなく、日本全体の原子力に関する取組に関する情報発信にも貢献する。(18 頁)</u></p>
<p>○ <u>2050 年カーボンニュートラルの実現等に法人が貢献していくため、将来に向けた新分野の研究開発や人材育成に取り組んでいくことについて、目標に盛り込んでどうか。また、これらの取組と併せて、日本の原子力に関する取組や安全性をより分かりやすく国内外に向けて情報発信することについて、目標に盛り込んでどうか。</u></p>	<p>IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1. 安全性向上等の革新的技術開発によるカーボンニュートラルへの貢献</p> <p><u>「エネルギー基本計画」に掲げられた政府目標や方針等を踏まえ、軽水炉の更なる安全性向上や利用率向上に係る研究開発、高速炉や高温ガス炉等の新型炉に関する研究開発、核燃料サイクルに関する研究開発を進めることで、持続的なエネルギー基盤・成長基盤の構築並びに 2050 年カーボンニュートラルの実現に原子力科学技術固有の貢献を果たす。(6 頁)</u></p> <p><関連する主な評価軸・評価指標等></p> <p>(評価軸)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人材育成のための取組が十分であるか。 ・ 高温ガス炉とこれによる熱利用技術についての成果が、海外の技術開発状況に照らし十分意義のあるも

のか、さらに将来の実用化の可能性等の判断に資するものであるか。

(評価指標等)

- ・核燃料サイクル技術を支える人材、技術伝承等の人材育成の取組状況
- ・将来の実用化に向けた産業界等との連携の状況
- ・HTTRを用いた試験の進捗状況
- ・ISプロセスの連続水素製造試験の進捗状況

2. 原子力科学技術に係る多様な研究開発の推進によるイノベーションの創出

(3) 産学官の共創によるイノベーション創出への取組の強化

機構が創出した研究成果及び知的財産並びに保有施設の情報等を体系的に整理して積極的に発信するとともに、国内の原子力科学技術に関する学術情報を幅広く収集・整理し、国際機関を含め幅広く国内外に提供する。(9頁)

<関連する主な評価軸・評価指標等>

(評価軸)

- ・機構の各事業において産学官連携に戦略的に取り組み、成果の社会還元、イノベーション創出に貢献しているか。

(評価指標等)

- ・原子力に関する情報の収集・整理・提供に関する取組状況
- ・機構の研究開発成果情報発信数

VII. その他業務運営に関する重要事項

4. 広聴広報機能及び双方向コミュニケーション活動の強化

原子力に関する唯一の総合的研究開発機関としての専門的知識及び経験を活かし、受け手のニーズを意識した、立地地域や国民に対する丁寧かつわかりやすい情報発信や双方向的・対話的なコミュニケーション活動を推進する。その際、デジタル技術の活用にも積極的に取り組むことで、一層効果的な成果の普及促進につなげていく。

さらに、機構の取組に係る情報に限定することなく、日本全体の原子力に関する取組に関する情報発信にも貢献する。(18頁)

【労働政策研究・研修機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ プロジェクト研究における研究テーマの設定に際し、関係団体との意見交換を行うに当たっては、団体がカバーする世代の範囲や都市・地方といった働く場のバランスに留意しつつ、ギグ・エコノミーやテレワークの拡大に伴って登場した団体や労働者協同組合といった新制度に基づく団体など、働き方に関する新しい団体を幅広く対象とし、そこで得た新たな視点を調査研究に取り入れていくことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 労働政策研究</p> <p>(4) 適切な指標の設定及び研究ニーズの多様化等への機動的な対応</p> <p><u>研究ニーズの把握に当たっては、働き方の多様化が進展していることを踏まえ、働き方の多様化に関する新しい団体等との意見交換等を幅広く実施し、あらかじめ研究テーマごとに具体的な利用目的を明確にするとともに、上記指標に係る数値目標を設定し、プロジェクト研究については、調査研究の事前・中間・事後の各段階で外部の有識者から構成されるリサーチ・アドバイザー部会等の機構の外部評価機関の活用によりその達成度を含め厳格な評価を実施すること。</u> (5頁)</p> <p>(5) 評価における指標 (6頁)</p> <p>(参考指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○民間等との連携実績 <ul style="list-style-type: none"> ・労使団体等との会議開催実績 ・働き方の多様化に関する新しい団体等との意見交換回数 ・他の研究機関との共同研究・外部研究機関との研究交流実績 ・労使団体・地方公共団体・NPO等に向けた講演回数
<p>○ 法人が調査研究を通じて取得した一次データをデータアーカイブとして公開する取組について、オープンデータを推進し社会全体の研究活動の活性化・効率化を促進する観点から、更なる利用促進を図っていくことを目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>2 労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理</p> <p>(1) 情報の収集・整理に関する取組の推進</p> <p><u>オープンデータを推進し、社会全体の研究活動の活性化・効率化を促進する観点から、機構が調査研究を通じて取得したデータ等の利用促進を図ること。</u> (7頁)</p> <p>(2) 評価における指標 (8頁)</p> <p>6. <u>機構が調査研究を通じて取得したデータ等をデータ・アーカイブとして整備し公開する取組について、さらなる利用促進を図る。</u></p> <p>(参考指標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○内外労働事情、各種統計データ等の収集・整理・活用実績 <ul style="list-style-type: none"> ・モニター調査／定点観測的調査実績 ・「主要労働統計指標」、「最近の統計調査結果から」の作成件数 ・ホームページ掲載統計の充実・活用実績 ・<u>アーカイブの充実・活用実績</u> ・各種刊行物等公表実績

○ 他の研究機関との共同研究や外部研究者との研究交流、地方公共団体やNPO等に向けた講演等について、法人自身の研究推進という観点に加えて、労働政策研究に関する法人の知見・ノウハウを外部に向けて活用するという観点にも留意しつつ、積極的に取り組んでいくことを目標に盛り込んではどうか。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 労働政策研究

(2) 研究の実施体制等の強化 (4頁)

労働政策の研究において考慮すべき領域が広がっていることから、関連する他の研究機関との研究交流等や、他分野の専門家等と協力・連携して研究を行う取組を進めていくことにより、他の研究機関等との知見の共有にも留意しつつ、研究の実施体制等の強化を図ること。

(3) 国際研究交流 (国際共同研究を含む) の実施 (4・5頁)

グローバル経済の進展により、各国が抱える課題の共通化が進むとともに、その解決は、その国の経済社会の状況、労働環境 (労使関係を含む) 等により異なるものであり、国・地域ごとの諸事情を踏まえ理解する必要があることから、各国の研究者、研究機関と一層の交流・研究を図るとともに、各国の抱える諸課題への対応について、知見の共有を図り、研究調査の向上を図ること。

また、各国共通の労働分野の課題に関するものを中心に、研究成果等の普及や互いの労働政策研究の質の向上を図る国際セミナー等を実施するとともに、国際会議・国際学会等に積極的に参加し、研究成果等の発信を図ること。

(5) 評価における指標 (6頁)

5. 内外の関連する他の研究機関との研究交流等を促進するとともに、研究員が出席した国際会議、国際学会等において、研究成果等について発表を積極的に行い、会議等での交流を踏まえつつ先進国及びアジア諸国を中心に幅広く海外の研究機関との連携体制の構築を図ること。

(参考指標)

○民間等との連携実績

- ・ 労使団体等との会議開催実績
- ・ 働き方の多様化に関する新しい団体等との意見交換回数
- ・ 他の研究機関等との共同研究・研究交流実績
- ・ 労使団体・地方公共団体・NPO等に向けた講演回数

【土木研究所】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 気候変動の影響等を踏まえ、将来も見据えた研究開発テーマについて目標に盛り込むとともに、限られた体制・予算の中で現下の課題に的確に対応するため、目標において重要度を付す研究開発業務の項目を厳選し、効率的な運営が図られるようにしてはどうか。</p>	<p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 <u>土研は、第1章に示す法人の役割や法人を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。</u>（4頁）</p> <p>1. 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献 (1) 水害、雪害など激甚化する気象災害 <u>激甚化、頻発化する気象災害に対応し、地域が持続的に発展する中で国民が安心して生活を送ることに資するため、水災害の激甚化に対する流域治水の推進支援技術の開発、顕在化した土砂災害へのリスク低減技術の開発、極端化する雪氷災害に対応する防災・減災に関する研究開発等を行うものとする。</u>（6頁） (2) 切迫する巨大地震、津波 (略)</p> <p>2. スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献 (1) インフラメンテナンスの高度化・効率化 (略) (2) デジタル技術による施工・管理現場の改革 <u>生産年齢人口の減少により現場の担い手が不足する中であっても、これまでと同様にインフラの整備を行うには、生産性を格段に上げる必要があるため、デジタル技術を活用した自動化・自律化や品質管理手法等により、インフラの施工・管理を行う現場の働き方を改革する研究開発等を行うものとする。</u>（6頁）</p> <p>3. 活力ある魅力的な地域・生活への貢献 (1) 持続可能な地域社会の実現 <u>グリーン社会の実現に向けて、2050年カーボンニュートラル実現に資する地球温暖化緩和策のほか、気候変動適応策などにも取り組むことに加え、持続可能な水資源・水環境管理技術の開発、社会構造の変化に対応した資源・資材活用・環境負荷低減技術の開発等を行うものとする。</u>（7頁） (2) 安全な暮らしと魅力的な地域・生活空間の整備 (略) (3) 地域産業を支える農業・水産基盤の整備 <u>今後想定される世界の食料需給の大幅な変化や気候変動等に起因する様々なリスクに対しても的確に対応し、北海道の特色を活かした食料供給力の確保・向上及び農水産業の持続的発展や農水産物の高付加価値化・輸出拡大を図るため、積雪寒冷地の農業基盤の整備・保全管理技術の開発、水産資源の生産力向上に資する寒冷海域の水産基盤の整備・保全に関する研究開発等を行うものとする。</u>（7頁）</p>

	<p>頁)</p> <p>※ 項目1～3のうち、「1. 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献」及び「2. スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献」は重要度及び困難度が「高」となっている。</p> <p>第6章 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1. 内部統制に関する事項 (略) 研究開発等については、<u>研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行うものとする。</u>（9頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価軸) ・ 成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか</p>
<p>○ 自然災害の激甚化・頻発化や社会資本整備・管理の担い手不足といった環境変化を踏まえ、現場における諸課題を迅速かつ効率的・効果的に解決するため、最新のデジタル技術を活用して社会資本整備・管理を行うための研究開発を進めていくことについて目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略) 研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、産学官連携、<u>デジタル技術を活用した研究開発の各事項に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</u>（5頁） (略) デジタル技術の研究開発への活用については、急速に進化するデジタル技術を活用することにより、現場の飛躍的な生産性向上などに貢献する研究開発が求められていることから、<u>研究開発においてもこのようなデジタル技術に常に関心を持ち、現場における課題の解決にその技術を積極的に活用するものとする。</u>（5頁）</p> <p>2. スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献 <u>インフラの老朽化に伴う機能低下の加速や生産年齢人口の減少に伴うインフラ管理の現場の担い手不足の対応として、3次元データやAI等のデジタル技術を活用し、予防保全型メンテナンスへの転換、建設現場の生産性向上を推進するなど、現場の働き方を飛躍的に変革するため、より効率的な施設の管理に関する技術の研究開発に取り組むものとする。</u>このことにより、インフラによる新たな価値を創造し、インフラの持続可能性を高めることへの貢献が期待される。（6頁）</p> <p>(1) インフラメンテナンスの高度化・効率化 老朽化によるインフラ機能低下の進行に対応し、我が国の適正な行政・社会経済システムの維持、トータルコスト縮減に資するため、構造物の予防保全型メンテナンスに資する技術開発、継続的な流域及び河道の監視・管理技術の開発、積雪寒冷環境下における効率的な管理技術の開発、インフラの長寿命・信頼性向上を目指した更新・新設に関する研究開発等を行うものとする。</p>

	<p>(2) デジタル技術による施工・管理現場の改革 生産年齢人口の減少により現場の担い手が不足する中であっても、これまでと同様にインフラの整備を行うには、生産性を格段に上げる必要があるため、デジタル技術を活用した自動化・自律化や品質管理手法等により、インフラの施工・管理を行う現場の働き方を改革する研究開発等を行うものとする。</p>
<p>○ 特に市区町村において技術系職員が不足する中、法人による技術的支援を必要とする者に周知する観点から、地方公共団体向けの技術的支援に係る情報発信を積極的に行うことについて目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略) 研究開発成果の普及については、デジタル技術を活用して、より幅広い対象に視覚的に理解しやすい形で国内外に成果の普及を促進することで成果の最大化を図るとともに、土研が培った技術や経験・ノウハウを国内外に広く展開することで我が国の土木分野における技術力の向上が期待される。そのため、土研の研究開発成果については、これまで全国の主要都市で講演会・展示会や、マニュアル類の説明会等を行ってきたところであるが、<u>デジタル技術を活用するなどにより、技術的支援を必要とする地方公共団体をはじめ、より幅広い対象に分かりやすい情報提供・発信を行って成果の普及を積極的に促進する。</u> (5頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価軸) ・ 研究成果の最大化のための具体的な取組がなされているか (評価指標等) ・ 講演会・説明会等の聴講者数 (WEB参加者含む)</p>
<p>○ 将来的に我が国企業による国際市場の獲得等につながることも視野に入れ、研究開発成果を国際的に普及し、関係機関とも連携しつつ、国際標準化や技術移転などに向けた取組を進めることについて目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略) 土木技術を活かした国際貢献については、<u>関係機関とも連携しつつ、国際標準化や技術移転など成果の国際的な普及に戦略的に取り組み、我が国企業の国際競争力強化を支援するとともに、アジアをはじめとした世界への貢献を目指すものとする。</u> (5頁)</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価軸) ・ 研究成果の最大化のための具体的な取組がなされているか (評価指標等) ・ 国際的委員会等への参画者数</p>
<p>○ 国全体としての研究開発成果を最大化するため、産学官連携を推進し、企業間の研究開発の重複解消等に必要な統一規格を提案するなどの取組を進めていくことについて目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略) 研究開発の実施にあたっては、次に述べる技術的支援、研究開発成果の普及、国際貢献、<u>産学官連携、デジタル技術を活用した研究開発の各事項に</u>取り組み、<u>研究開発成果の最大化を図るものとする。</u> (5頁) (略) 産学官連携によるイノベーションについては、様々な分野の機関との連携を推進することなどを通じて、</p>

民間企業等において新たに開発された技術の活用及び普及の促進により、建設現場にイノベーションをもたらし、生産性向上や労働力不足等に対応するとともに、品質や安全性の飛躍的な向上等に貢献することが期待される。このため、現場における研究課題の解決に向けて、国内外の幅広い知見を取り入れるため大学や民間企業等と適切な連携・人的交流を行うとともに、民間企業の研究開発促進や、開発した技術を現場で適用する環境の整備を図るため、第三者的な立場にある土研が中心となって、産学官連携を強化する。具体的には、研究開発の特性に応じ、政府出資金を活用した委託研究、統一規格の提案等を行い民間企業による技術開発の環境整備を推進するものとする。さらに、共同研究の積極的な実施により、民間企業と現場における課題を共有し、民間企業による技術開発の社会実装を促進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むものとする。（5頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価軸）

- ・ 研究成果の最大化のための具体的な取組がなされているか

（評価指標等）

- ・ 共同研究件数

【建築研究所】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 本格的な人口減少社会の到来や自然災害の激甚化・頻発化、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組の加速などにより、住宅等に求められる役割・性能が変化しつつあることから、関係する政府方針の状況を含め、法人を取り巻く環境の変化を整理し、その結果を踏まえ、目標において、改めて法人の役割を明確化するとともに、社会的要請の高い課題を明示し、重点的に業務に取り組むことにはどうか。</p> <p>そして、今後、環境変化に即応できる組織運営を行うこととし、他分野も含めた他機関とも適時的確に連携して研究開発を進めることについて目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>4. 法人の役割（ミッション）</p> <p>（略）研究開発等の実施に当たっては、時代とともに変化する社会・国民のニーズの把握に努めつつ、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる技術的知見を得るための研究開発を実施し、研究開発成果の最大化を図るものとする。また、研究開発成果の社会実装については、その社会的受容性の検討も含めて国土交通省や民間企業等とも密接に連携することで、研究開発成果が国の技術基準等に反映され、民間事業者がこれに即応し住宅・建築・都市を整備することを通じ実現されるものとして一層の推進を図るものとする。</p> <p>（略）</p> <p>具体的には、国立研究開発法人としての建研の強み等も踏まえ、本中長期目標の期間においては、地球温暖化やエネルギー問題に対して低炭素で持続可能、かつ、巨大地震や風水害等の自然災害や火災等に対して強靱な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発等に重点的・集中的に取り組むものとする。</p> <p>（3頁）</p> <p>※ 「3. 法人を取り巻く環境の変化」の中では、①脱炭素社会への対応、②自然災害の激甚化・頻発化、③デジタル技術の進展、生活様式の変化、④人口減少と少子・高齢化が本記載の前提として整理されている。</p> <p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>（略）この方針の下、建研は、その強みを遺憾なく発揮することができるよう、第6章2.において後述するように、必要な研究体制を整備し、その人材等を最大限に活用することができるようにしたうえで、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するものとする。その際、（略）研究開発プログラムは、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図るものとする。</p> <p>（略）他分野・他機関との産学官連携については、大学・研究機関等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究テーマの特性に応じて、グローバルな視点や他分野との連携も含め、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、効果的かつ効率的な産学官連携を推進するものとする。特に、国の技術基準につながる研究開発を産学官連携によって進める際には、国立研究開発法人である建研が主導して進めるものとする。（4-5頁）</p> <p>1. 研究開発等に関する事項</p> <p>（略）以下の（1）、（2）のとおり、持続可能な住宅・建築・都市の実現、安全・安心な住宅・建築・都市の実現の2テーマについて、重点的に研究開発を行うものとする。（6頁）</p> <p>（1）持続可能な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発</p>

	<p>地球温暖化に伴う気候変動や資源・エネルギー問題によって経済・社会等に重大な影響が及ばないよう、2050年カーボンニュートラルなどの目標達成に資する環境性能・エネルギー消費性能向上、炭素の貯蔵に資する木質系材料の更なる利用の拡大、資源循環利用に資する環境配慮型コンクリートの使用等、グリーン社会の実現に貢献する研究開発等を行うものとする。また、デジタル技術の進展に対応した住宅・建築・都市分野における生産性や居住者の利便性の向上、住宅・建築ストックの老朽化、社会構造及び生活様式の変化への対応、持続可能かつ快適な社会を構築するための住宅・建築・都市のストック活用促進や良好な市街地環境の確保、マネジメント技術の高度化に必要な研究開発等を行うものとする。</p> <p>その際、<u>人口減少・高齢化という我が国の喫緊の課題に対応する</u>という観点からも高齢者対応等の研究開発等を進め、<u>工学だけでなく社会学や医学等の分野とも協調して学際的な視点に立って取り組む</u>よう努めるものとする。（6頁）</p> <p>(2) 安全・安心な住宅・建築・都市の実現に向けた研究開発 南海トラフ地震や首都直下地震等の巨大地震、近年頻発化・激甚化する台風・豪雨等による風水害等をはじめとする自然災害や火災等による被害を軽減させるよう、建築物の構造安全性や火災安全性の確保、市街地の安全性の確保、住宅・建築・都市の迅速な被害把握及び継続使用性の確保等に必要な研究開発等を行うものとする。（6頁）</p> <p>※ 上記の2テーマについての重要度は「高」とされている。</p> <p>第4章 業務運営の効率化に関する事項 1. 業務改善の取組に関する事項 (1) 効率的な組織運営 研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、<u>所内において分野横断的な連携体制を強化するなど、柔軟な組織運営を図るものとする。</u>（7頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価軸) ・ 研究開発成果・取組が国の方針や社会のニーズに適合しているか ・ 国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか</p>
<p>○ 新たな社会課題の発生や研究開発ニーズの変化に即応した研究開発を行うため、研究開発手法として、実験施設によるもの以外に、コンピュータによるシミュレーションも推進していくことについて</p>	<p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 (略) 他の研究機関とも連携して競争的研究資金の戦略的・積極的獲得や建研のポテンシャル及び研究者の能力の向上に努めることにより、研究開発成果の最大化を更に図るものとする。 なお、研究開発の手法としては、<u>実験施設によるもの以外に、コンピュータによるシミュレーション技術の利用も推進していくものとする。</u>（5頁）</p>

<p>目標に盛り込んではどうか。</p>	
<p>○ 法人が持続的に研究開発成果を挙げていくことができるよう、研究者等の確保・育成に係る中長期的な構想を確立するとともに、法人を取り巻く環境変化を踏まえ、人材の活用等に関する具体的な方針を不断に見直すことについて目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第6章 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>2. 人材確保・育成方針・人事管理に関する事項</p> <p>高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図る。その際、将来先導的な役割を担う有為な若年研究者を採用するため、テニユアトラック制度を活用するものとする。また、競争的研究資金等の獲得に合わせて人員体制を強化するほか、人員の適正配置により業務運営の効率化を図るものとする。研究者等の確保・育成に係る中長期的な構想を令和4年度を目途に確立するとともに、法人を取り巻く環境変化を踏まえ、人材の活用等に関する具体的な方針を不断に見直すとともに、若手研究職員をはじめ全ての研究職員の自由かつ柔軟な発想が活かされるよう留意するものとする。（8頁）</p>
<p>○ 民間企業等とも適切に連携しつつ、研究開発成果の技術基準化などの社会実装に取り組むとともに、その際には、社会課題の解決や我が国企業による国際市場の獲得等につなげるため、国際標準化の観点に留意することについて目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>第1章 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</p> <p>4. 法人の役割（ミッション）</p> <p>（略）研究開発等の実施に当たっては、時代とともに変化する社会・国民のニーズの把握に努めつつ、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる技術的知見を得るための研究開発を実施し、研究開発成果の最大化を図るものとする。また、研究開発成果の社会実装については、その社会的受容性の検討も含めて国土交通省や民間企業等とも密接に連携することで、<u>研究開発成果が国の技術基準等に反映され、民間事業者がこれに即応し住宅・建築・都市を整備することを通じ実現されるものとして一層の推進を図るものとする。</u>なお、その際には、<u>社会課題の解決や我が国企業による国際市場の獲得等につなげるため、国際標準化の観点に留意するものとする。</u>さらに、研究開発成果の普及に努め、技術の指導を通じて国民生活及び社会への成果の還元を図るものとする。（3頁）</p> <p>第3章 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>（略）他分野・他機関との産学官連携については、大学・研究機関等の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究テーマの特性に応じて、<u>グローバルな視点や他分野との連携も含め、国内外の大学、研究機関、民間企業等との適切な役割分担のもとで、効果的かつ効率的な産学官連携を推進するものとする。</u>特に、<u>国の技術基準につながる研究開発を産学官連携によって進める際には、国立研究開発法人である建研が主導して進めるものとする。</u>その際、共同研究、政府出資金を活用した委託研究、人的交流等を効果的に実施し、より高度な研究開発の実現と成果の汎用性の向上に努めるものとする。また、実証研究や指導・成果の普及のため、<u>地方公共団体や公的団体等との連携を一層推進するものとする。</u>（5頁）</p> <p>ア) 技術の指導</p> <p>国から技術的支援の要請があった場合等には、積極的かつ的確に対応するものとする。</p> <p>具体的には、国や地方公共団体等の政策の企画・立案や技術基準の策定等に対する技術的支援や、建築・都市計画技術に係る国際標準の作成に寄与するISO委員会への参画等の技術的支援をはじめ、技</p>

術の指導を積極的かつ的確に実施するものとする。（5頁）

イ) 成果の普及等

研究開発成果については、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができる形態で取りまとめるとともに、解説書等の作成や講演会の実施を通じてこれらの技術基準等の普及に協力するものとする。

また、研究開発成果の効果的な普及のため、国際会議も含め関係学会での報告、内外学術誌での論文掲載、成果発表会、メディアへの発表や講師としての役職員等の派遣等を推進することを通じて技術者のみならず広く国民へ分かりやすい形での情報発信を行うこととし、併せて、成果のデータベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果を広く提供するものとする。さらに、研究開発成果の普及にあたって民間の知見等を活かす際には、「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」（平成20年法律第63号）に基づく出資並びに人的及び技術的援助の手段の活用を図るものとする。また、出資等を行う体制については、必要に応じて見直すものとする。（5頁）

<関連する評価軸・評価指標等>

（評価軸）

- ・ 研究開発成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか
- ・ 国内の政策の企画立案や技術基準策定等に対する技術的支援が適切かつ十分であるか
- ・ 国際標準化に対する技術的支援が適切に行われているか

（評価指標等）

- ・ 策定に関与した技術基準数
- ・ 関与している ISO 国内委員会数

【水資源機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>老朽化する水資源開発施設等のメンテナンスへのICT活用に当たっては、<u>既存の点検等技術の継承やICT活用のための専門知識・技術の習得</u>なども含め、<u>計画的な対応を進めること</u>について目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>1. 政策体系における法人の位置づけ及び役割</p> <p>(3) 機構の役割</p> <p>(略) 今後、<u>老朽化した施設が更に増加することに加えて、新型コロナウイルス感染症を前提とした「新たな日常」に適応した、本社・支社局等の機能維持や水資源開発施設等の適切な維持管理を継続できるような体制を整備する必要がある。</u>また、デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の推進や最新技術の導入等により一層の業務効率化、生産性向上が求められている中、デジタル技術を活用するための専門人材の確保・育成に取り組みつつ、国内外の関係機関に機構の有する知見やノウハウを展開していくことが必要である。</p> <p>併せて、カーボンニュートラル実現の観点から水資源開発施設等を活用した発電施設の導入や施設の省エネ化等の取組を推進することが重要である。（2頁）</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>(略) また、<u>水資源開発施設等の管理業務及び建設業務において、引き続きICTを積極的に活用するとともに、更なる生産性の向上、安全性の確保、業務の効率化・高度化のためDXを推進し、これまで機構が培ってきた技術力の更なる向上に取り組むこと。</u>（3頁）</p> <p>3-1 水資源開発施設等の管理業務</p> <p>3-1-4 施設機能の確保と向上</p> <p>(略) 今後、<u>老朽化した施設が更に増加することから、政府が定めたインフラ長寿命化基本計画（平成25年11月）及びこれに基づき主務省が策定・改定したインフラ長寿命化計画（行動計画）を踏まえ、予防保全型のインフラ老朽化対策を重点的に推進し、維持管理・更新に係るトータルコストの縮減を図りつつ、ロボットやICT等の新技術や新材料を活用した点検・診断・補修等の高度化・効率化により、施設が有する機能を将来にわたって適切に発揮できる、持続可能なインフラメンテナンスに向け、計画的に取り組むこと。</u></p> <p>また、<u>機構が管理するダム等施設について、「ダム再生ビジョン」（平成29年6月 国土交通省）を踏まえ、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良等の既設ダムの有効活用に向けた取組を推進するとともに、水資源開発、水資源管理分野における新たな技術力を向上させ、この分野において日本国内のみならず、世界をリードするような持続可能なダム管理を推進する観点からDXを積極的に推進すること。</u>（8頁）</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>6-2 他分野技術の活用も含めた技術力の維持・向上</p> <p>大規模災害や事故等に対する水インフラの脆弱性や専門的技術を有する人員の不足とそれに付随する技術力の低下等の現状の課題を踏まえ、大学や研究機関等との連携を図り、他分野を含めた先進的技術や情</p>

	<p>報を積極的に採り入れること等に加え、<u>既存の点検等技術の継承のための講習会やダム</u>の定期検査等を通じて検査員の養成を行うことや、<u>技術資料や図書データの技術情報データベースへの登録を継続して行うこと等、機構の技術力の維持・向上に取り組むこと</u>。また、開発した技術については特許取得や論文発表等の方法により、積極的に情報発信すること。（14頁）</p> <p>6-6 その他当該中期目標を達成するために必要な事項 (2) 人事に関する計画 (略) 安全で良質な水の安定した供給と洪水被害の防止・軽減を図るため、人事制度の適切な運用を行うとともに、業務の効率的・効果的な実施、<u>デジタル技術を活用するための専門人材の確保・育成を実現するための方針を策定し、戦略的に取り組むこと</u>。また、山間・僻地等の地域状況や災害時に昼夜を問わず長時間少人数で業務に当たる厳しい状況を考慮し、業務継続や、職員の士気向上の観点から、職員の勤務環境等の改善に努めること。（16頁）</p>
<p>水資源開発施設等の個別の運用・管理技術にとどまらない、利水・治水に係る取組全体に関して法人が有するノウハウを、分かりやすく取りまとめて地方公共団体等に伝達していくことについて目標に盛り込んでどうか。</p>	<p><u>6. その他業務運営に関する重要事項</u> 6-3 機構の技術力を活かした支援等 (1) 機構の技術力を活かした支援 機構が培った水インフラに係る技術力を活用して、国内外の機関等への技術支援を行うこと。 また、これらの支援や水資源管理を担う海外の機関と水資源に関する技術情報及び知識を共有するなどにより得られた知見を機構の技術力の維持向上に還元すること。特に、水インフラに携わる人員不足等による技術力の低下が懸念されている地方公共団体等に対する積極的な技術支援を行うこと。併せて、利水・治水に係る取組全体に関して機構が有するノウハウを、分かりやすく取りまとめて地方公共団体等へ提供していくこと。（14-15頁）</p>
<p>流域治水を推進する観点から、流域にかかわる関係者との協働関係を深めるため、過去の台風や豪雨等の災害発生時に法人が関係者と連携して取り組んだ事例や成果等を、より多くの関係者に分かりやすく情報発信することについて目標に盛り込んでどうか。</p>	<p><u>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u> 3-1 水資源開発施設等の管理業務 3-1-2 洪水被害の防止・軽減 機構は、洪水（高潮を含む。）防御の機能又は流水の正常な機能の維持と増進をその目的に含む「特定施設」の管理を行うことから、治水機能を有するダム等施設においては、的確な洪水調節等を行い、洪水被害の防止・軽減を図ること。 また、令和3年4月28日に成立した特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）（通称「流域治水関連法」）に基づく「流域治水」（流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策）を推進するため、治水機能を有するダムの建設・再生による洪水調節機能の増強や、河川法（昭和39年法律第167号）第26条の許可を受け設置した利水ダム等の事前放流の実施、新技術を用いた高度なダム操作のためのシステム開発・実装による既設ダム機能の最大活用等、流域全体で洪水被害を防止・軽減させるための対策に、関係機関や関係者と密接な連携を図りつつ重点的に取り組むこと。 なお、過去の台風や豪雨等の災害発生時に機構が関係者と連携して取り組んだ事例や成果等を、より多くの関係者に分かりやすく情報発信すること。（5頁）</p>

	<p><関連する評価軸・評価指標等> (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構が管理する特定施設及び水利ダムの関係者（国や地方公共団体を除く。）への洪水被害軽減のための取組事例や成果等を情報発信するための説明会等の実施件数
<p>海外の水資源分野における我が国事業者の参入を促進するため、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用しつつ、戦略的に海外の水資源案件の調査等に取り組むことについて目標に盛り込んでどうか。</p>	<p><u>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</u> 3-1 水資源開発施設等の管理業務 3-1-5 インフラシステムの海外展開に係る調査等の適切な実施 海外インフラ展開法第5条に規定する業務等について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進を図るための基本的な方針」（平成30年8月30日）に従い、「質の高いインフラシステム」の海外展開を戦略的に進めるため、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら、機構が有する公的機関としての中立性や交渉力、専門的な技術・ノウハウを活用し、水資源分野の川上段階における案件形成や施設整備・運営及び対象国の人材育成・技術支援等に関与すること。 <u>その際、様々なマーケット分析や展開国ニーズ等の情報を活用しつつ、戦略的に海外の水資源案件の調査等に取り組むこと。</u>（8-9頁）</p> <p><関連する評価軸・評価指標等> (評価指標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 我が国事業者の参入を目指して機構が行った海外調査等の件数（第4期中期目標期間の件数（見込み））18件

【自動車事故対策機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 被害者援護業務における訪問支援について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会の変化やデジタル技術の進展を踏まえ、従来の対面による方法に加え、リモートでも行えるようにするなど、介護料受給者等のニーズに沿った形で実施することを目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション） （略）被害者援護業務については、<u>デジタル技術を活用しつつ介護料受給者支援を充実させていくとともに、地域の関係機関・団体等との一層の連携を図り、被害者への相談支援機能を強化していくなど、被害者のニーズ等に沿った対応を適切に進めることとする。</u>（2頁）</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 （3）介護料の支給等 ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、受給者等のニーズに沿った形での訪問支援実施のため、<u>訪問支援のリモート化</u>を採り入れつつ、その対応の中で明らかになった課題などを検証し必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有等を通じて、<u>訪問支援の質の向上及び効率化を図り、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。</u> なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、<u>前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、70%以上を維持し、当年度の介護料受給資格新規認定者</u>（以下「新規認定者」という。）に対しては<u>100%</u>とする。（6頁）</p> <p>※ 本①については重要度及び困難度とも「高」とされている。</p> <p>④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における<u>介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.39以上とする。</u>（7頁）</p> <p>【指標】 ・調査票回収率（平成29年度から令和2年度までの平均回収率45.7%）</p>
<p>○ 自動車事故被害者やその家族等が必要な時に必要な援護を受けられるよう、警察、損害保険会社、医療機関等自動車事故に関わる関係機関に、被害者援護業務の各種施策の内容や利用方法等の情報を周知・広報することについて目標に盛り込んでどうか。</p>	<p>6. その他業務運営に関する重要事項 （5）自動車事故対策に関する広報活動 機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について、テレビやラジオ、新聞、SNSなど広く国民に知ってもらうための取組を中心として、効果的に広報活動を行う。（略） とりわけ、<u>被害者援護業務については、不知によりサービスが享受できないことがないようホームページやSNS、パンフレット、地方公共団体、障害者福祉関係団体、医療機関、警察、損害保険会社、学校等の関係機関との連携を通じた事業内容や利用方法の周知を積極的に行う。</u>（12頁）</p>

【指標】

- ・各支所の管轄する地域の地方公共団体、障害者福祉関係団体、医療機関、警察、損害保険会社、学校等に対する広報活動件数（令和2年度の広報活動件数：2,332件）
- ・ホームページのアクセス件数、SNSの閲覧件数（令和2年度のホームページのアクセス件数：2,105,927件、SNS(Facebook)の閲覧件数：8,710件）

【日本高速道路保有・債務返済機構】

個別留意事項	対応する目標案
<p>○ 債務返済を含めた業務の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響や道路インフラのメンテナンスへのデジタル技術導入の取組を考慮することについて目標に盛り込んではいかがでしょうか。</p>	<p>I 政策体系における法人の位置付け及び役割 (略) 一方で、近年自然災害が激甚化・頻発化しているとともに保有する高速道路の老朽化が進んでいることから、機構は、会社と連携しながら、強靱で信頼性のある高速道路ネットワークの構築やそのネットワーク機能を健全に保っていく必要がある。 さらに、高速道路の維持・管理のあり方や将来像、高速道路を持続的に利用する枠組み等に関する社会資本整備審議会道路分科会国土幹線道路部会等での議論を踏まえ、会社と連携しながら、実現可能な取組から、順次、適切に実施していく必要がある。 また、業務の実施にあたっては、<u>新型コロナウイルス感染症やデジタル技術の進展などの環境変化に適切に対応するとともに、観光振興や地域活性化、物流支援、環境負荷軽減に資する道路利活用や次世代自動車普及促進の観点からのカーボンニュートラルへの対応など高速道路に関する社会的要請を踏まえる必要がある。</u> (1-2 頁)</p> <p>III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>1 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け</p> <p>② 機構は、貸し付けた道路資産が適切に良好な状態に保たれるように、(略) 管理水準の向上を図ることにより高速道路の安全性を一層向上させること。また、国及び会社と連携しつつ、維持管理・修繕・更新の現状や<u>新たな知見を踏まえ、会社が実施する高速道路の維持管理等のあり方の適切な見直しを進めることにより、効率的な維持管理等を図ること。</u> (2-3 頁)</p> <p>④ 高速道路の適切な利用がなされるよう、料金水準や割引については、これまでの対応による影響を検証しつつ、社会状況の変化等も踏まえ、他の交通機関への影響も考慮した上で、国及び会社と連携して必要に応じて見直すこと。(略) また、休日割引等についても、<u>新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のための移動自粛への対応や交通状況等を適切に考慮し、会社と連携して柔軟な運用を検討すること。</u> (3 頁)</p> <p>2 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済</p> <p>① <u>会社との協定の締結に当たっては、金利、交通量、新型コロナウイルス感染症の影響、経済動向等の見通しについて十分に検討するとともに、従前の高速道路事業の実施状況も踏まえつつ、適正な品質や管理水準が確保されることを前提とした上で、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理の内容、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額（以下「債務引受限度額」という。）等を定めること。</u> (4 頁)</p> <p>9 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上、高速道路の利用促進及び技術開発への貢献に努めること。</p>

	<p>⑥ デジタル化の推進 資産保有者として、新技術の活用や道路交通データのデジタル化等を促進するとともに、デジタル化の推進に向けた会社間連携に努めること。特に、機構は管理に係る3次元データの仕様の統一など、デジタル技術を活用しながら、高速道路に関する各種データを高速道路全体として適切に管理できるよう国及び会社と連携して取り組むとともに、一般道路を含む道路全体のデータの活用を念頭に置きながら、他の道路管理者の取組との連携に積極的に努めること。(9-10頁)</p>
<p>○ 各高速道路会社が保有する点検のデータや交通量のデータを高速道路全体として活用する観点からのデジタル化を、他の道路管理者と連携しながら進めていくことについて目標に盛り込んではどうか。</p>	<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>9 業務遂行に当たっての取組 業務遂行に当たっては、以下の取組を実施し、国民に対するサービスの向上、高速道路の利用促進及び技術開発への貢献に努めること。</p> <p>⑥ デジタル化の推進 <u>資産保有者として、新技術の活用や道路交通データのデジタル化等を促進するとともに、デジタル化の推進に向けた会社間連携に努めること。特に、機構は管理に係る3次元データの仕様の統一など、デジタル技術を活用しながら、高速道路に関する各種データを高速道路全体として適切に管理できるよう国及び会社と連携して取り組むとともに、一般道路を含む道路全体のデータの活用を念頭に置きながら、他の道路管理者の取組との連携に積極的に努めること。(9-10頁)</u></p>